

議案第 80 号

岩倉市道路占用料条例の一部改正について

岩倉市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市道路占用料条例の一部を改正する条例

岩倉市道路占用料条例（昭和51年岩倉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第39条及び第73条第2項」を「第39条第1項及び第73条第2項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）」に、「道路の占用料（以下「占用料」という。）の額及び徴収方法並びに延滞金の徴収」を「市が徴収する占用料及び延滞金」に改める。

第2条中「道路の占用について、法第32条の規定により、市長」を「法第32条第1項又は第3項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による市長」に改める。

第6条第1項中「還付しない」を「、還付しない」に改め、同項ただし書中「第37条及び第71条第2項」を「第71条第2項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）」に、「道路の」を「道路又は道路予定区域の」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位：円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	950
	第2種電柱	1本1年につき	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	850
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	85
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	830

	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	5 1 0
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	1, 7 0 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	7 2 0
	広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	2, 4 0 0
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1, 7 0 0
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	3 6
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	5 1
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	7 7
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	1 0 0
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	1 5 0
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	2 0 0
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	3 6 0
	外径が 0. 7 メートル以	長さ 1 メートル 1	5 1 0

	上1メートル未満のもの		年につき		
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	1,000	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5
			その他のもの	長さ1メートル1年につき	17
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	850
			地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	510
		その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,700	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	1,200	
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	710	

	その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1,700
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートル 1 日につき	24
	その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 月につき	240
道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。)	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	240
		その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	2,400
第 7 条第 1 号に掲げる物件	標識		1 本 1 年につき	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本 1 日につき	24
		その他のもの	1 本 1 月につき	240
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートル 1 日につき	24
その他のもの		その面積 1 平方メートル 1 月につき	240	
アーチ	車道を横断するもの	1 基 1 月につき	2,400	
	その他のもの	1 基 1 月につき	1,200	
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1,700

令第7条第4号 に掲げる工事用 施設及び同条第 5号に掲げる工 事用材料		占有面積1平方メ ートル1月につき	240
令第7条第6号 に掲げる仮設建 築物及び同条第 7号に掲げる施 設		占有面積1平方メ ートル1月につき	170
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メ ートル1年につき	Aに0.014 を乗じて得 た額
	その他のもの	占有面積1平方メ ートル1年につき	Aに0.01 を乗じて得 た額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。